
第II部

経済と法

第4章

中国「経済法」の「変わらぬ」一断面

はじめに

1. 中国「経済法」論の諸相

今日ますます中国「経済法」研究の重要性は増してきているが、一般に中国における「経済法」の生成と発展はそれほど長い歴史をもつものとは考えられていないようである。例えば、日本のある若手の中国法研究者は中国での議論に依拠しながら、この点についてこう述べている。つまり、中国において単なる個々の「『経済立法』」ではなく、『経済法』という用語をはじめて正式に用いたのは、1979年の第5期全人代第2回会議での葉劍英の発言においてであるといわれている」と⁽¹⁾。

ここではこうした細かい点は主たる関心ではないが、一般に個々の経済法規やかつての経済行政法から区別されたやや厳密な意味での「経済法」(以下カギカッコを省略)の樹立等が日程にのぼるのは、まさに1978年末の中共11期3中総以降の「改革と開放」の時代以来のことであると自己認識されている点は注意を要しよう⁽²⁾。

さしあたりここでは、初めにこの「改革と開放」初期に中国法学界において華々しく展開されたいわゆる「民法・経済法」論争について少しふれてお

く必要があろう。この点については、前掲鈴木論文に詳しいわけだが、氏があえて単純な図式化を試みた箇所を引用すると、こうなる。即ち、小民法論（民法の主体と対象を主として市民〔公民〕個人間にかぎる）＝「経済法論のほうは計画こそが社会主義的生産の譲ることのできない本質であると考え、国家による計画管理の法的表現として経済法理論を組み立てていった」のに対して、（民法の主体と対象に社会主義セクターをも含める）「大民法説のほうは、社会主義においても依然として広く商品経済が存在し、この点においては資本主義国と異なるところはないと考えるので、社会主義においても民法は基本的財産法たりうる」とみているのである⁽³⁾。

この論争はその後、1984年10月の「経済体制の改革に関する中共中央の決定」の採択（による「計画的商品経済」論の登場）をへて、86年4月に採択された「民法通則」で大民法論が立法レベルにおいて一応採用されるまで、若干の曲折をへることになる。そこで再び鈴木氏によると、それは「各法主体の自主性を重んじ、極力国家による介入を控えようとする」「大民法説には経済体制改革の推進のためという大義名分があり、当初の劣勢を1985年ごろからはしだいに盛り返しつつあった」矢先にもたらされた（民法通則の制定による）「勝利」であったという⁽⁴⁾。

こうした立法機関による「決断」によってひとまず「終止符」が打たれた形となったこの論争は、その後もいろいろな局面でくすぶりつづけるわけだが、本論でみる中国経済法の中核とも考えられる「計画法」制定の動きがおそらくほぼ1980年代後半ごろには一応下火となったと思われる点からしても、大民法論の採用の波紋はやはりかなり大きいといわざるをえない。

ちなみに大民法説を高く評価している（と思われる）鈴木氏の総括によれば、民法通則の制定は「義務としての法から、権利としての法への法観念の転換の萌芽を」も一面ではらんでいると考えられ、そこに「中国の法が担ってきたこのような役割」（それは氏によると、「中国では解放後も、法は守らせるためのものであって、けっして権利のための法ではなかった」のだが）「を180度転換させるきっかけが内包されている」といった大きな期待が寄せられているの

である⁽⁵⁾。中国法の「コペルニクスの転回」は一体可能か。もしそれが可能だとしたら、どのような条件のもとにいかなる過程をへてそれは実現されるのか。

いわゆる最高の国家権力機関である全人代が「決断」を下したからといって、にわかには大民法論の「天下」が訪れるほど、中国ももちろん単純ではないが、たとえば悪いが、ナチスなどの経済統制立法的な側面との対比でいうと、中共11期3中総後の中国においてにわかには経済法が登場したことには、逆に反面できわめて集権的な、硬直した計画経済システムからの一定の離脱、その改革（いわば、経済行政的色彩の私拭）という文脈で出てきているという側面にも同時に注意をはらうべきであろう。

それはともかく、本章では中国経済法論の観点からその「変わらぬ」一断面を析出することが課題とされる。そこで次に大民法論的観点というよりもここでは民法通則の制定後もいわゆる「タテ・ヨコ統一論」こそが経済法理論の基礎であるとみなす見解を取り上げたい、と考える。というのもこの観点こそが経済法学者の多数説であり、したがってまた民法学者（先の大民法論者）の批判が集中する論点だからである⁽⁶⁾。

それによれば、まず、(イ)ここでいうタテの（垂直的な）経済関係とは主に、国家がその経済組織機能を発揮させるために経済生活に対して「領導」（強制力のともなう指導）、「指導」（誘導）、調節、管理、監督等を行う際に発生する「領導」・被「領導」関係、監督・被監督関係のことであるとされている。そしてここでポイントのは改革前の旧システムのもとでそれはただ単純な命令・服従といった行政管理関係であり、ヨコの（水平的な）関係から引き裂かれた単純なタテの関係であったという点であろう⁽⁷⁾。

したがって一方、(ロ)ヨコの経済関係とは主として、諸地域・諸部門・諸組織の間において社会的分業・協力の必要に基づき、平等な行き来のプロセスで生じた経営協力関係であり、それには経済連合・協力・競争関係が含まれるという。またちなみに、このヨコの経済関係は旧システムのもとでは、未発達であり、経済システムの改革の進展による商品経済の発展につれて、発

達するものと位置づけられている⁽⁸⁾。

しかも同書によれば、中国で実施されるのは、“計画的”商品経済であるがゆえに、ヨコの経済関係はタテのそれから完全に離脱し孤立して存在することができない点を付け加えているのである⁽⁹⁾。ここでタテを中心にしたタテとヨコの統一が強調され、この点が民法学者らの反発を買っているわけである。つまり、タテは行政法、ヨコは民法で規律すべきだと彼ら（大民法論者）はわりきって考えるのである。

なお、ここで注意を要するのは後にもみる民法学者からの批判を意識してか、そこでいうタテとヨコの統一というのは、経済関係全体およびその全過程についていうのであって、具体的な経済関係が分離できないとか、一種の新しい関係が出現しているといっているわけではない点を補足している箇所である。そして特に重要なのは、中国の社会主義の初級段階においては、ヨコの関係には事実上民法・経済法が重なりあって交錯する部分が存在することを指摘している点であろう⁽¹⁰⁾。一般的に経済法論が小民法論たるゆえんもそこにある。

したがって当面の中国にあっては、(イ)タテの経済関係については主として改革・完備が課題となり、つまり、量的に簡素化し、統廃合し、削減しつつも質的には向上させるべきであり、他方、(ロ)ヨコのそれは主に大いに発展させることが必要であるというのである⁽¹¹⁾。ここにタテの規制を適度に残しつつ、「上から」ヨコの関係の発展を促進しようといった発想が読み取れようか。こうした「上から」の発想はそもそも民法的な発想に馴染みにくいわけである。

さらにいえば、したがってここでいうタテ・ヨコの統一とは、民法学者が批判するような単純なタテによるヨコの一方的な統一といった生産物（現物）経済の観点ではなく、タテでヨコを統一するだけでなく、ヨコでタテを制約することをとも同時に主張する点を強調して⁽¹²⁾、計画的“商品経済”の要請にも一定程度応えようとしている点が注目される。

この点を計画システムの改善の問題を具体例として説明しているのをみよ

う。例えば、指令性の計画が下達されたのち、原料の欠乏のため経済契約が締結できないか、またはそれを締結しても履行できない場合に、企業は計画の調整を要求する権利をもち、また場合によっては、計画を拒絶できるといった状況がヨコによるタテの制約の典型例とされている⁽¹³⁾。

なお、こうしたヨコによるタテの制約が実際に可能かどうかは大問題だが、あるべきタテ・ヨコの関係は、計画調節と市場調節の結合や国家を中心とした「国家権力本位」モデルと企業を中心とした「『个体』の権利本位」モデルとの間の緊張関係とも密接に関連する点を指摘しつつ、経済法は「社会的責任本位」モデルともいべきものであって、それを「義務本位」と混同してはならないと述べているのである⁽¹⁴⁾。

先の論争との関連でいうと、これはある意味で「国家本位」・「義務本位」にどっぷりとつかりきっていた中国においては「権利本位」への180度の大転換こそがまず必要で、それがなされる以前に「社会的責任本位」を強調すれば、必ずかつての「国家本位」と代わりばえのしない状況が再び現出する点に対する（あるいは、これ以上の改革の進展が不可能となるといった）危惧に一定程度配慮したものといえよう。だが、民法論者の根深い危惧はこの程度の配慮で解消されるわけではあるまいが。

さて次にこれに対して、大民法論者の経済法に関する見方の一例として「総合経済法論」を一瞥しておこう。それは、(1)平等な社会経済関係を規律する“経済民法”と、(2)行政管理的性質のそれを規律する“経済行政法”，そして、(3)労働的社会経済関係を対象とした“経済労働法”の三者から構成されるという⁽¹⁵⁾。

この論者によると（先の新「タテ・ヨコ統一」論では、一応この点は注意深く否定されていたわけだが）、経済法論者は、経済法が規律するのが、新しい「タテ・ヨコが統一された経済関係」であると主張するが、そもそもこうした新しい経済関係は実際には存在しないというのが、ここでの中心的な批判点である。つまりタテ・ヨコ統一の不可能性、非現実性が強調されるわけだが、ここで特に注意を要する点は、西欧先進諸国との歴史的条件の違い（特に中

国の「遅れ」)に言及した次の箇所である。即ち、西欧諸国とは異なり、(イ)200年にもわたる民法の伝統がなく、(ロ)したがってまた高度に発達し、かつ長期にわたって安定した平等な社会経済関係が存在せず、(ハ)さらに重ねていえば、長期にわたり主として民商法に依拠して社会経済関係を規律した実践と経験がないので、中国では西欧流の小経済法学説を導入することはできない、というのである⁽¹⁶⁾。

というのも、もしわれわれが経済法は国家が経済に介入するその一部分の経済行政関係を規律する独立の法部門であるという主張を採用して、民事法規や労働法規を共に経済法の外に排除するならば、改革の要求に応えられないばかりか、民法は経済法でないとか、経済は主として指令性の計画や行政手段による管理に依拠すべきであるといった根強い考え方に存在理由を提供し、経済立法の基本的な構成部分としての民事立法のすこやかな発展を阻害し、経済改革や社会主義的商品経済の発展にとって不利だからであるとする⁽¹⁷⁾。ここにはまず民法による平等で安定した社会経済関係の創出が急務であるといった認識が前提とされているわけである。

こうしたある意味で実質的な「経済法棚上げ」論ともいえるべき主張をどのように評価するかはここでの主たる関心ではないが、特に中国における次のような歴史的原因の存在にふれた箇所は重要である。つまり、(イ)かつては主として政策に依拠して経済を管理していた点が、健全な経済法が育たなかった重要な原因の一つとされている点である⁽¹⁸⁾。

また、(ロ)中国では商品経済が未発達で、「封建」社会の歴史がきわめて長く、経済生活において法執行観念が希薄であるといった問題がここでも指摘されているのである。即ち、今日にいたっても、言葉で法に代え、私利で法に背き、権力で法を乱すといった現象が珍しくなく、はては真剣に法を執行することを法律万能論の表われというものすらいるときびしく批判しているのである⁽¹⁹⁾。そこで本論に入る前に、もう少しこの点について言及しておきたい、と考える。

2. 経済法規はなぜ守られないのか

まず本項では先ほどの「法律万能論」とのかかわりで、張友漁氏の次のようなかなり一般的な発言を取り上げてみよう。つまり、氏によれば、(イ)経済関係の法律・法規を学ぶ際にも、「正しい立場」に立つことが前提とされ、(ロ)そうした前提のもとに適法性観念や法意識を打ち立てることの必要性が強調される⁽²⁰⁾。

(イ)さらに、よく語られることだが、法律を学ぶにあたっては条文にかたくなにこだわりすぎてはならず、必ず法律の精神や立法の背景などを理解することが必要である、と述べているのである⁽²¹⁾。もとより法の未整備の段階ではこうした柔軟性が特に要求されるわけだが、それが将来徐々に整備されていくと、条文へのこだわりもある程度必要になってくるということはいうまでもないわけだが。

(ロ)では、法律と政策の抵触といった馴染み深い問題が取り上げられているが、「法ニヒリズム」とともに「法律至上主義」にも反対しなければならないといった指摘にかかわって⁽²²⁾、真剣な法の執行をいかに担保するかが問題となる。もちろん「法ニヒリズム」から一応脱却をめざして10年あまりしかたっていない今日の時点で、「法律万能論」や「法律至上主義」に対する批判を過度に強めることは危険だが。

それはともあれ、次にここ2年間(当時)の、中国各省および全国統一の一部の専門法規の執行状況に対して行われた大規模な検査の結果をもとに重要な問題を提起した劉論文を取り上げよう⁽²³⁾。

氏は法規自体に法があってもその執行が困難か、または不可能な原因があるとして、(イ)法規間の矛盾、(ロ)行政処罰権の問題、(ハ)経済罰の幅の広範性などについて具体例を交えながら、紹介している⁽²⁴⁾。

その詳細は割愛せざるをえないが、劉氏はここでとりわけ法の執行の強化の必要性を強調するわけである。しかし実際にはこれとは反対で、以下のよ

うな状況にあるというのである。即ち、法執行人員の素質が低く、その制度と手続きが健全でなく、言葉や情実で法に代え、権力で法を押し、法で私利をはかり、法があってもそれによらず、またその執行が不当であったりするといった状況が恒常的に存在し、若干の地域の初歩的な統計によると、法の執行状況が良い法規の数は公布された総数の20%にすぎない、というのである⁽²⁵⁾。

次に、こうしたたびたび指摘される重大な問題に対処するための処方箋を試みに提示する意味で、強制執行条例の起草など、法執行手続きの整備や法執行機関自体がかかえる弱点等の問題が取り上げられている⁽²⁶⁾。

さて「はじめに」の最後に、本論で中国経済法の「変わらぬ」一断面を象徴するかのように今日その制定問題が再び表面に浮上してきた「計画法」の問題にのみしほって考察する関係上、先の法執行の問題と計画法制定の動きとの接点をさぐっておこう。

民法論者にいわせると、これは行政法の問題となってスッキリするのだが、姚論文によれば、(イ)計画法の効力を有する関係法文書、(ロ)すでに公布施行されている計画法規、および(ハ)中国憲法の関係規定、がいずれも厳格に執行できていない点がここでもまず指摘され、その具体例として1984年8月の「計画システムの改善に関する若干の暫定規定」や憲法の経済秩序の攪乱や国家経済計画の破壊に対する禁止規定(第15条第2項)が挙げられている。さらに刑法に直接処罰できる特別の条項がないので、とりわけ「計画法」が無力となり、客観的に一部の者が計画法制を無視する心理と行為を助長しているとさえ述べているのである⁽²⁷⁾。

ここでも気になるのは、こうした主張の基本にどうも取締りの発想が常に存在する点である。それもやむをえない事情はある程度理解できるが、初めにふれた中国法の「コペルニクスの転回」とは反対の極に位置する、いわば中国法の「変わらぬ」一断面の厳存をまざまざと思い知らされるかのごとくである。

さてそれはともあれ、次にいよいよ本題である中国「計画法」の問題(そ

の予備的考察)に移ろう。

I 中国「計画法」の諸問題——その予備的考察を中心に——

1. 中国における計画経済の位置づけの変化

中華人民共和国成立以来、実質的に「計画法」の一部を構成してきた法規範群の概観については、さしあたり他の文献に譲り⁽²⁸⁾、ここではまず中国における建国以来の中期計画（つまり、5カ年計画）の実施状況をごく簡単に一瞥しておこう。

ある論文が指摘するところによると、(イ)1・5計画（第1次5カ年計画）は比較的体裁の整ったものであったうえ、その執行の面でも任務の超過達成もたらされたという。(ロ)しかし、1958年のいわゆる「大躍進」の挫折により、はやくも次の2・5計画は基本的に執行不可能になったのである⁽²⁹⁾。

(ハ)さらに「文革」が始まる1966年以降は、国民経済についての計画業務の遂行自体がそもそも不可能となり、同年から1980年の間、3・5、4・5、5・5の三つの計画ではただ要綱を作成しただけで、十全な計画を策定することができなかったと同時に、反面一部の指標が高すぎ、計画のシメツケがきつすぎたという欠陥があったのである⁽³⁰⁾。

(ニ)また全般的にいて、それまで（さしあたりここでは第5次まで）の5カ年計画は往々にして最終年度の指標が示されているだけで、各年度別の指標がなかったため、毎年の年度計画の編成のより所を欠き、計画の執行は連続性に欠け、年度計画の策定がタイムリーになされなかったという。このため、かつて計画機関は「1年の計画（つまり年度計画）を1年（その年度の終わりまで）かかって計画する」といった後手にまわった受動的な局面に陥ったわけである⁽³¹⁾。

こうした「現状」をふまえて、計画システムの改革をめぐる論争を取り上

げた本によると、当時かつての年度計画中心主義を改めて、弾力的な5カ年計画を主体とするやり方を採用することが提言されている⁽³²⁾。

さて、すでに問題は計画システムの改革という重要課題に及んでいるが、1970年代末からの改革の初発の段階の状況については、他の文献に譲ることにしたい⁽³³⁾。ただここでは、上原氏の一般的な概括によって、中国の19「50年代から70年代末までの工業化のメカニズム」であった、「資源を工業、とりわけ重工業へ集中し、それによって、中国を遅れた農業国から近代的工業国にしようとする」ための「資源配分を可能にした計画経済システム」を一応以下のように規定しておこう⁽³⁴⁾。

即ち、「簡単にいえば、生産、投資、販売などを、国家が一定の政策的意図をもって決定し、決定の内容を、鉄何トン、綿布何メートルというような物量表示で個別の経済単位へ、法律の形をとって命令するシステム」と規定し、ここで「『国家』といっても、国家の行政機関である中央政府に権限が集中した時期と地方政府に権限が分権された時期とがあった」とするのである⁽³⁵⁾。

以上を前提にごく一般的に、氏は「生産、投資、販売などの権限が企業ではなく国家に集中され、資源配分が物量表示で行なわれるシステムを、集権的・物動的計画経済システム」と名づけ、これに対してその改革によって再生されるというシステムは「中央集権に対して地方分権的」「物動的な資源配分に対して」(指令性計画・指導性計画・市場調節からなる)「混合的な計画経済システム」と呼んでいる⁽³⁶⁾。

またここで重要なのは、ひとくちに「地方分権的・混合的」なシステムへの移行といっても、(イ)業種(石炭・石油・電力・冶金などの「基礎産業関連企業」)や、(ロ)地区(広東や福建省と対極に位置する華東・東北地区)、(ハ)企業規模(「大型基幹企業」)では、なお「集権的・物動的側面」がかなり「健在」だという指摘であろう⁽³⁷⁾。

なお上原氏によると、中央政府の「撤退」の跡を地方政府がひき継ぐだけでは、「『分権化』が『地方分権化』の枠を超えられず、依然として地方政府

と企業の政企不分の状況が存在」している点で限界があるわけである⁽³⁸⁾。この点も重要で示唆的な指摘といえよう。

それはともかく、上の指摘とも関連して、前掲『中国計画管理体制概論』により、計画システムの四つのモデルと中国での時期や地域別のその具体的な適用について簡単にふれておこう⁽³⁹⁾。

(イ)まずは、国家集中計画型モデル。これは上原氏の旧モデルにほぼ対応する。(ロ)次に計画と市場の結合(計画調節を主とし、市場調節を補いとする)モデル⁽⁴⁰⁾。これは、1956年9月の陳雲講話⁽⁴¹⁾や81年の歴史決議、そして82年の中共12全大会・同年現行憲法、さらには84年の経済システムの改革に関する決定にみられるモデルであるとされる⁽⁴²⁾。

さらにまた、(ハ)直接調節制御と間接調節制御の結合(間接調節制御を主とする指導性計画システムモデル)がある。これには1987年の中共13全大会が提起したモデルが該当する⁽⁴³⁾。

たしかに1984年の決定にはここでいう(ロ)から(ハ)へ、87年のには(ハ)から次の(ニ)への移行の契機をもある程度内包する一定の幅(あいまいさ)をもったものともいえようが、(ニ)最後に市場調節を基礎とし、マクロ計画の指導を導きとするモデルで、経済特別区をさしあたりの対象として構想されたものが挙げられている⁽⁴⁴⁾。

さて、次に今日の中国における計画経済の位置づけをおさえておく意味で、ここで1984年10月20日に中共12期3中総で採択された「経済体制の改革に関する中共中央の決定」の中の、その第4番目の箇所が「価値法則を意識的に運用する計画体制を打ち立て、社会主義の商品経済を発展させよう」と題して、重要な指摘を行った部分をみておこう⁽⁴⁵⁾。

その内容を簡単にみると、まず型どおりその「大きな成果」を一応肯定したうえで、他方で「同時に、歴史の経験が教えるところによると、社会主義の計画体制は統一性と融通性を結びつけた計画体制でなければならない」としつつ、次のような事実在即した認識に到達したとする。即ち、「かなり長い歴史的期間、われわれの国民経済計画は総じて大まかなもの、融通性に富

むものでしかありえないということ、また、計画による総合的なバランスと経済手段による調節を通じて、大きな面では確実かつ効果的に管理し、小さな面ではぞんぶんに自主性と融通性をもたせ、そうすることによって重要な比率の関係を適切にたもち、国民経済のほぼ釣り合いのとれた調和的發展を保障するほかないこと」である⁽⁴⁶⁾。

またつづいて「古くからの通念」の打破にふれ、「商品経済の十分な發展」を「社会経済の發展のとびこえることのできない段階」と位置づけつつ、中「国の計画体制の基本点」を以下の数点にまとめているのである。つまり、(イ)「總体的にみれば、中国で実施されているのは、計画経済すなわち計画的な商品経済であって、完全な市場メカニズムの調節による市場経済ではない」とし、ではどちらが主かはここではあまりはっきりしていない。しかしこの時点では、(ロ)「完全な市場メカニズムの調節による生産と交換は、主に」「国民経済において補助的であるが、不可欠な」「一部の農業・副業生産物、日用雑貨、サービス、修理業の役務に限られる」といった限定が（市場調節の活用には）附されているのである。他方、(ハ)「計画経済をおこなうことは指令性の計画を主とすることと同じではな」く、指導性のそれも「計画経済の具体的形態」の一つであるとしてその混合的な側面を指摘している。また、(ニ)その指導性の計画は主として経済的テコを運用して実現をはかり、「指令性の計画はぜひとも実施すべきだが、その際にも価値法則を運用しなければならぬ」と付け加えているのである⁽⁴⁷⁾。

そして最後に、以上の理論的把握に基づいて現行の計画システムの改革は、段取りを追って指令性の計画の範囲を適宜縮小し、反対に指導性の計画の範囲を適宜拡大する方向に向けられることになる。より具体的には、(イ)「国の経済と人民の生活にかかわりのある重要な生産物のうちで」「国が配分調整する必要のある部分」および「全局にかかわりのある重要な経済活動」は指令性の計画、(ロ)「その他の大量の生産物と経済活動」は指導性の計画か計画外の市場メカニズムにゆだねるのである⁽⁴⁸⁾。

なお、前にふれた点であるが、計画業務の重点を中期および長期計画の策

定に移し、年度計画の適当な簡素化をはかり、経済情報や予測を重視し、計画の科学性の強化が求められている⁽⁴⁹⁾。

こうした改革の構想はすでに例えば、「国家計画委員会の印刷発行による『計画管理の改善と強化に関する意見』の通知」(1983年3月22日)⁽⁵⁰⁾や、より直接的には、先の決定が出る直前の1984年10月4日に「国家計画委員会の『計画システムの改善に関する若干の暫定規定』の通知」(『規定』自体は同年8月31日)が承認のうえ転送されているなかにほぼすでにみえている⁽⁵¹⁾。

これらの規定等の具体的な内容については、割愛せざるをえないが、一言で言えば先の決定の「具体化」である。本項では最後に1987年10月25日の中共13全大会における趙紫陽報告の中の、経済体制改革に関する重要な箇所を引用しておこう⁽⁵²⁾。

それによれば、先の決定よりさらに一步踏み込んで、「社会主義の計画的商品経済の体制は、計画と市場の内在的に統一された体制である」との認識に立ちつつ、次のような一步先をいく見解を提示している。つまり、先の決定で述べられていた指令性の計画の縮小・指導性の計画の拡大を実施しつつ、「企業に対する国の管理は、逐次、間接的な管理を主とする方向へ転換させ」、その結果「計画と市場はともに全社会的範囲で作用」し、「新しい経済運行メカニズムは、総体的にみれば『国家が市場を調節し、市場が企業を誘導する』というメカニズムでなければならない」としているのである⁽⁵³⁾。ここにたって先の(イ)の(もしくは(ロ)への移行をも視野に入れた)モデルが登場したわけだが、次にいよいよ中国「計画法」プロパーの問題の検討に移ろう。

2. 中国「計画法」制定構想について

はやくは1980年2月に国務院は中国の社会主義経済建設に対して長期的な戦略配置を行うために、長期計画の起草に関する通知を発し⁽⁵⁴⁾、また党と政府の指示に基づき、国家計画委は同年6月に計画法起草グループを組織し、かつすでに「送審稿」(審議のために送付される草稿)を起草したといわれてい

る。もっとも経済システムの改革が全面的にくりひろげられたことにより、計画法の起草作業も暫時停止されていたと言われているわけであるが、若干の単独の計画法規や関連法規はあいかわらず制定されている⁽⁵⁵⁾。それはともかく、ここではまず「はじめに」で取り上げた問題ともかかわって、はやくから計画法の制定を強く提唱していた孫亜明氏の見解の一端を紹介しよう⁽⁵⁶⁾。

孫氏は「はじめに」でみた議論との関連でいうと、「タテ経済法論」（経済法はタテの経済関係を規律するとみる見方）に立ちつつ、一応大民法論者でありながら、計画法をきわめて重視するといった独自の立場に立っているといえる⁽⁵⁷⁾。

また氏は、(イ)1981年12月に第5期全人代第4回会議で国务院が提出した82年の経済および社会発展計画要点が原則的に採択され、(ロ)また82年12月に同第5回会議で国民経済および社会発展のための第6次5カ年計画ならびにそれに基づいて制定された83年の国民経済および社会発展計画が承認された事実に着目する⁽⁵⁸⁾。

これは1982年9月の中共12全大会においてなされた周知の胡耀邦報告が精神文明の建設を強調したことと符合して、国家計画が名実ともに国民経済および社会発展計画に改められ、そこに物質文明建設としての国民経済を主としつつも、そのほかに科学研究、教育、文化、衛生および体育事業等の精神文明建設の発展計画ならびに環境保護および社会秩序などが含まれるというのである。つまり、「中華人民共和国国民経済および社会発展計画法」制定の主張である⁽⁵⁹⁾。

こうした計画化の範囲の一定の拡大、広範化と中期・長期化や混合化の方向性をいかに正しく位置づけるかは問題だが、それはともあれ1989年の天安門事件以降の反動もともなって、特に同年11月に中共13期5中総で「さらに整理整頓を行い、改革を深化させることに関する中共中央の決定」が採択された。そもそも84年10月の決定以来商品経済の導入が進展していたわけだが、88年の後半ごろから兆しのあった計画重視の傾向への一定の「回帰」がこの

段階で一時的にはあれみられた点もみのがせない⁽⁶⁰⁾。

そこで本論の最後にこうした傾向を受けて近年（特に1990年ごろの段階で）一部で、再び計画法の制定を主張する論文が現われはじめた点にもふれておこう⁽⁶¹⁾。

というのも、1990年3月の第7期全人代第3回会議における李鵬首相の政府活動報告の中でも、国家計画を主なより所とする経済・行政・法律手段の総合的なマクロ調節体系を一步一步摸索し、打ち立てていくうえで、計画法等の一連の基本的な法律・法規の草案の策定・制定などが求められたからである⁽⁶²⁾。

ある論者によると、問題はまず計画法制定の時機が熟したかどうかにかかれ、型どおりに肯定論（推進論）と否定論（時機尚早論）が存在しているわけだが、ここではあえて前者の主張を取り上げておこう⁽⁶³⁾。

その主張によれば、改革前の集中体制下にあつては各級組織は比較的に国家計画の達成を重視していたが、ここ数年計画と市場の結合が強調されて以来、計画観念は大いに弱まった、というのである。もちろんこの点を歓迎する論者も多いわけだが、この論者によれば、具体的には、(イ)指令性の計画の種類と比率が絶えず減少し、(ロ)計画の裂け目が絶えず拡大し、その実効性に翳りが生じ、計画に対する信頼感が失われ、(ハ)計画指標と実際の実施結果との差がはなはだ大きく、経済発展に対する計画の「指導」的役割を發揮しえないのである⁽⁶⁴⁾。こうした点が改革によるものなのか、それとももともと存在した宿弊なのかは争いがある。

それはともかくまた別の論文では、計画法の制定にあたって掘り下げた検討を行う必要のある次のようないくつかの難問が提示されている。即ち、(イ)計画経済と市場調節の結合の問題、(ロ)中央と地方における经济管理権限の配分問題、(ハ)計画管理形態、(ニ)総合的バランス、(ホ)計画体系の問題などである⁽⁶⁵⁾。

どれも簡単には結論の出ないきわめて難しい問題ばかりだが、(イ)では人々の認識に比較的大きな違いがあるため、この問題について具体的な規定をお

くことに消極的な意見が根強く、(ロ)でも、定説がないとの理由で明確な規定をおくことの困難さが指摘されている。特に(ハ)では前述の三つの形態のほか、さらに第4形態として産業政策のような政策性の計画を挙げるものもいるという指摘は法と政策との問題ともかかわって注目される。また(ニ)はマクロ経済政策と計画目標を達成するうえで重要とされ、(ホ)でも「総論一致・各論不一致」の感が強い、ととれる⁽⁶⁶⁾。

最後に一般に伝統的な計画理論では、計画文書(計画任務・計画指標を含む)、すくなくとも指令性の計画文書は直接的に法的意義を有するものと考えられ、法令・法規範とみなされていた点にも言及している⁽⁶⁷⁾。

旧ソ連の経済法学界の影響にもふれつつ、「計画文書に法的形態を与える」といったテーゼの再検討を呼び掛けるこの論者は、より詳しくこう述べている。つまり、計画文書は法規範が備えるべき必須の性質の一部を欠いているとしたうえで、計画文書イコール法律とみる伝統的な観念(「計画=法律」観)こそが計画法理論の面での混乱とあいまいさをもたらした、とするのである⁽⁶⁸⁾。

とりわけ、計画文書を法律と等置すると、それに基づいて形成される各種の社会関係がみな法律関係に上昇し、すべての社会経済関係が計画法関係となって全社会を覆い尽くすといった極論の現実性はさておき⁽⁶⁹⁾、それには精神文明建設も含まれるといった先の孫氏の指摘ともあいまって、かえって(逆説的に言えば)ここで“計画の非法律化”が求められていると言えようか。

また別稿で指摘したように、建国後に新たに崇拜の対象となったといわれるソ連型の社会主義法の典型例のひとつが、あるいはこの「計画=法律」観であるということができのかもしれないが⁽⁷⁰⁾、行政法的性格への「純化」の問題のほかに、こうした観点からの脱却の延長線上で「計画法」の制定が主張されているという一面を見落としてはなるまい。

むすびにかえて

本章ではまず「はじめに」の冒頭で、中国における民法・経済法論争の一端を垣間見たわけだが、その際、意識的に民法論の立場からではなく、経済法論の観点に立ちつつ、若干の主要な論点を捉え直してみたつもりである。というのも現代中国のような特に複雑な社会における基本財産法や基本経済法を考察する場合には、一方で民法通則の制定にみられるような伝統的な民法の「補習」的な側面をも重視しながら、他方で「遅れ」からもたらされた時差を逆に効果的に利用することもある程度必要であると考えからである。つまり、民法と経済法とが共時的に交錯するといったメリットをもそこに見い出せないかということである。

したがって、ここでの問題の中心は民法か、経済法かといった排他的で二者択一的な議論の立て方にあるのではなく、この両者が共時的に交錯する際の歴史的条件の掘り下げた解明、そしてその具体的な交錯の連関構造の分析を特に重視することが必要である、と考える。もとより中国における民法・経済法論争に関する議論がすべてこうした点を軽視しているというわけではないことは「はじめに」で引用した見解のなかにこうした視点が萌芽的に存在した点からして明らかである。ただもちろん計画調節＝経済法：市場調節＝民法といった単純な図式によって両者の結合を主張するだけでは、それこそ地盤争いだの、勢力争いに堕してしまう危険性があることもまた確かであろう。

もとより本章においても、こうした難しい課題に直接答えようとしているわけではないが、今後の課題として研究を一步一步進めていきたい、と考えている。

また第I節の部分（本論）では、「計画法」といったわれわれにとって比較的馴染みの薄い法領域をあえて取り上げてみた。経済法論からみると、社会

主義経済法の中核を占める重要な法分野のひとつであり、片や民法論からは一部の例外を除き、行政法の一部としてその意味では資本主義国一般にもみられる計画行政的な計画化行為や国有化（その再私有化を含む）、専売等の一連の非私的セクターなどをめぐる諸問題にほぼ相当するものとして、割り切った理解が可能かもしれないのである。

それはともかく、特に中国における計画経済に対する改革、ある意味では構造改革的な側面に焦点を当てていくと、総体的にみるならば、すくなくとも次の三つのレベルの問題をpushすることが必要であろう。即ち、(イ)経済改革全般におけるその位置づけ、特に所有制の問題を含む企業改革との連動の問題がある。この点で改革の焦点の一つとなっている企業法の問題に全然ふれられなかったのは残念である。(ロ)は計画概念自体の変化についてである。本論でも若干ふれたように、一方で1981・82年ごろから社会発展計画的な側面がそれに付与され、形式的にいえば、その限りで計画の拡散化・広範化が一定程度すすむのであるが、他方でその実効性や弾力性を強化する意味もあって計画の要綱化、長期的展望計画化といった逆のいわば「弱化」の傾向が特に中央レベルではかられているとみられるのである。こうした一見相反する強弱二つの流れのなかで計画をどのように正しく位置づけるかが重要な課題となり、こうした不安定かつ不透明な状況の存在が「計画法」の制定がこれまで実現されるにいたらなかった原因の一つであるとみられる。

そして最後に(ハ)としては、先の2点とも密接にかかわるわけだが、計画システム自体の改革、改善の問題を忘れてはならない。本論では詳細は割愛せざるをえなかったが、特に指令性計画の縮小と指導性計画の拡大や計画外の市場システムの部分的な導入の関係が時期別、地域別にいかなる状況にあるかを具体的にフォローしながら、「計画＝法律」観から脱却した意味で法的に客観的にみていくことが必要であろう。その意味で中央の立法化の問題もさることながら、地方的法規のレベルでの対応にも今後注目していくことが重要であると思われる。

さて最後に「はじめに」の第2項で「経済法規はなぜ守られないのか」と

いったいささか刺激的な表題を掲げて取り上げた重要問題にふれてむすびに代えたい。

こうした指摘はなにも経済法規に限ったことではないわけだが、本章の表題でその「変わらぬ」一断面にこだわった点にかかわって少し補足しておきたい、と考える。前掲別稿「現代中国法の位相」において述べた点でもあるが、中国法の遵守にかかわって一つには、権力保持者の側における法の日常的で広範な無視の存在とそれと対照的に一般大衆の遵法義務の強調による押さえ付けの厳しさといった伝統的な構図からいまだ抜け出ることのできない「現代中国法の位相」の転換の可能性の問題である。いま一つは社会主義的計画経済の一定の存続や社会主義の「生き残り」に向けて今日制定がめざされている「計画法」に体现されうる現存社会主義的な意味での「変らなさ」という側面が考えうるであろう。

しかしいずれにせよ、こうした「変わらぬ」側面が一体根本的に転換するののかという疑問に即座に答えるのはきわめて難しいのである。特に前者の「伝統」との緊張という問題と後者の「社会主義」の存亡にかかわる問題とは一応性質のことなる別の問題なわけだが、結局この両者が今日「交錯」しつつわれわれの面前に立ち現われているところに問題の複雑さの一端があるといえようか。今後を期したい。

注(1) 鈴木 賢「中国における民法・経済法論争の展開とその意義」(『北大法学論集』第39巻第4号, 1989年2月), 181ページ。

(2) 潘静成主編『経済法教程』, 文化芸術出版社, 1989年4月第3次印刷, 10ページ。

(3) 鈴木, 前掲論文, 270ページ。

(4) 同上論文, 177, 194, 259, 270ページ。

(5) 同上論文, 269ページ。

(6) 潘, 前掲書, 36ページ。

(7) 同上書, 37ページ。

(8) 同上。

(9) 同上。

- 10) 同上書, 37~40ページ。
- 11) 同上書, 39~40ページ。
- 12) 同上書, 40ページ。
- 13) 同上。
- 14) 同上書, 42~43ページ。
- 15) 同書編写組編著『中国経済法諸論』, 法律出版社, 1987年2月, 25ページ。
- 16) 同上書, 51, 54~55ページ。
- 17) 同上書, 55ページ。
- 18) 同上書, 58~59ページ。
- 19) 同上書, 59~60ページ。
- 20) 張友漁「談談學習經濟法律, 法規問題」(北京教授講學團編, 雲光主編, 林陽副主編『工商企業經濟法講座』, 新時代出版社, 1988年7月), 1~3ページ。
- 21) 同上論文, 3~5ページ。
- 22) 同上論文, 5~6ページ。
- 23) 劉興威「關於經濟法實施的幾個問題」(『經濟与法』(瀋陽), 1990年6期, 引用はD411經濟法, 1990年5期), 31ページ。
- 24) 劉, 同上論文, 31~32ページ。
- 25) 同上論文, 32ページ。
- 26) 同上論文, 33ページ。なお, 涉外經濟法の問題については, 傅倫博「涉外經濟法律法規實施中的問題及对策」(『法學研究』1990年1期)が詳しい。
- 27) 姚永信「治理整頓和深化改革呼喚着我国計画法の誕生」(『河北師範大學學報』, 社科版(石家莊), 1990年2期, 引用はD411經濟法, 1990年5期), 45ページ。
- 28) 呂汝良編著『中国計画管理体制概論』, 中国人民大学出版社, 1989年8月, 164~197ページや高純徳「計画法是国家領導和組織國民經濟有計画發展的強有力工具」(『復旦學報』(社会科学版)編輯部編『經濟法研究』, 復旦大學出版社, 1986年5月), 73~74ページ等を参照。
- 29) 鐘契夫「計画管理方法的幾個問題」(中共中央党校政治經濟學教研室編『經濟管理講座選編』, 求是出版社, 1982年7月), 179ページ。
- 30) 同上。
- 31) 同上。
- 32) 魏礼群・韓志国編著『計画体制改革問題論争(1979~1983)』, 光明日報出版社, 1984年12月, 135~136ページ。
- 33) 游仲勳編著『現代中国の計画經濟』, ミネルヴァ書房, 1982年1月等を参照されたい。
- 34) 上原一慶「經濟システムと工業化」(丸山伸郎編『中国の工業化——揺れ動く市場化路線』アジア工業化シリーズ14, アジア經濟研究所, 1991年10月, 第II

- 章第2節), 46ページ。
- 35) 同上。
- 36) 同上書, 46~47, 61~63ページ。
- 37) 同上書, 60~63ページ。
- 38) 同上書, 68~69ページ。
- 39) 呂, 前掲書, 220~229ページ。
- 40) 同上書, 220~225ページ。
- 41) 陳雲「社会主義改造基本完成以後の新問題」(『陳雲文選(1956~1985年)』, 人民出版社, 1986年6月), 12~14ページを参照。
- 42) 呂, 前掲書, 222~223ページ。
- 43) 同上書, 225~227ページ。
- 44) 同上書, 227~229ページ。なお経済特別区については, 146~158ページを参照。
- 45) 『経済体制の改革に関する中共中央の決定』, 外文出版社, 1984年, 13ページ以下。なお訳文については, 引用にあたって若干修正した。
- 46) 同上書, 14~15ページ。
- 47) 同上書, 15~17ページ。
- 48) 同上書, 17ページ。
- 49) 同上。
- 50) 「国家計画委員会印発『關於改進和加強計画管理的意見』的通知」(国家計画委員会經濟条法弁公室編『中華人民共和國計画法規彙編(1949~1983年)』上, 中国財政經濟出版社, 1989年4月), 18~26ページ。
- 51) 「國務院批轉国家計委『關於改進計画体制的若干暫行規定』的通知」(1984年10月4日, 中共中央文獻研究室編『十二大以來重要文獻選編』中, 人民出版社, 1986年10月), 545~557ページ。
- 52) 『中国共產党第十三回全国代表大会文獻集』, 外文出版社, 1988年, 31~32ページ。なおここでも引用にあたり訳文に修正を加えた。
- 53) 同上。
- 54) 前掲『中国經濟法諸論』(以下『諸論』と略称), 117ページ。なお, 「國務院關於擬訂長期計画的通知」(1980年2月13日, 中国社会科学院法学研究所編『中国經濟管理法規文件彙編』(上冊), 吉林人民出版社, 1987年6月), 409~410ページを参照。
- 55) 潘, 前掲書, 113~114ページ。
- 56) 孫「縱向經濟法論」(前掲『諸論』, 66~128ページ)。なお氏は「關於加快經濟立法的幾点建議」(関懷編『經濟法文選』, 法律出版社, 1981年12月所収)でも国民經濟計画法の制定を提案している(14~15ページ)。
- 57) 鈴木, 前掲論文, 247~248ページを参照。

- 58) 前掲『諸論』, 97ページ。
- 59) 同上書, 97~99ページ。
- 60) 「中共中央關於進一步治理整頓和深化改革的決定」(摘要, 『人民日報』1990年1月17日)。ちなみに、蘇星「研究計画經濟与市場調節相結合的方法問題」(『求是雜誌』1991年17期, 2ページ)によれば、1990年の計画部門のある人物の話として、工業總生産額のうち、①指令性の計画が17%くらい、②指導性の計画は40%前後、③残りの40%が市場調節の対象であると紹介している。なお、国分良成著『中国政治と民主化』(サイマル出版会, 1992年4月, 163ページ)によれば、1988年春の第7期全人大第1回会議で國務院の機構改革案が決定された際に、国家計画委員会が全面的に改組され、「マクロの經濟・社会管理を担当するだけで、従来もっていたミクロにわたる幅広い管理機能はもはやなくなった」とされる。
- 61) 謝慶「計画法立法問題芻議」(『法制建設』, 1990年2期, 引用はD411經濟法, 1990年3期), 17ページ。
- 62) 李鵬「為我国政治經濟和社会的進一步穩定發展而奮闘」(『中華人民共和國第7届全国人民代表大会第三次會議文件彙編』, 人民出版社, 1990年6月), 29ページ。
- 63) 謝, 前掲論文, 17~18ページ。
- 64) 同上論文, 18ページ。
- 65) 益言「關於制定『計画法』的幾個問題」(『經濟法制』, 1991年2期, 引用はD411經濟法, 1991年3期), 56~57ページ。
- 66) 同上論文, 56~57ページ。ちなみに益氏によれば、ここでいう「計画法」には以下の内容が含まれるべきであるという。即ち、①立法の目的、適用範圍、中国經濟の性質、計画經濟と市場調節の關係、計画の制定・実施のための基本原則、等、②計画と計画管理(計画体系、計画管理形態、計画業務の基本的な方法と制度)、③計画の政策決定(計画の編成・認可・下達)、④計画の実施(計画の執行・調整・監督検査)、⑤計画の主体(計画機関とその職責、末端の計画單位とその權利・義務)、⑥法的責任、である(同, 56ページ)。
- 67) 周珂「計画傳統理論若干問題的 legal 思考」(同上, 58ページ)。
- 68) 同上。
- 69) 同上。
- 70) 拙稿「現代中国法の位相」(社会主义法研究会編『社会主义法の変容と分歧』, 社会主义法研究年報11号, 51ページ, 法律文化社, 1992年8月所収)を参照。なお、「計画は法律である」という従来の旧ソ連の定式については、藤田 勇著『ソビエト法史研究』(東京大学出版会, 1982年12月, 350ページ等)を参照されたい。